

# 役 員 報 酬 規 程

社 会 福 祉 法 人 啓 喜 会

# 社会福祉法人啓喜会 役員報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人啓喜会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条に基づき、役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の仕事を行うために月3日以上勤務する者をいう。また、常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称と如何を問わない。

## (報酬の支給)

第3条 法人は、常勤の理事に対してのみ報酬を支給するものとし、非常勤の理事及び監事並びに評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

2. 常勤の理事に対して支給する報酬は、役員報酬とする。

## (報酬の額の決定)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額

## (報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、当該日が休日に当たるときは、社会福祉法人啓喜会給与規程第6条の規程に準じて支給する。）
2. 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
3. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

**(報酬の額の日割計算)**

- 第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2. 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
  3. 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  4. 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

**(改廃)**

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

**(委任)**

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。(一部改正)

別表1 常勤理事の報酬額

役職名	報酬の額
常勤理事	月額500,000円